

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：水利施設整備事業 (①一般水路・ため池改修事業) (②ため池廃止事業) (③開水路改修事業)	所管課 農政計画課
07-06		
① 事業内容	農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成を図ることを目的とし、ため池、パイプライン、開水路など一体となった農業水利施設の改修に対して、一定の助成を行う。 また、防災上のリスク軽減ならびに維持管理の負担軽減を図ることを目的とし、利用しなくなったため池の廃止に対して、一定の助成を行う。	
② 事業対象者	営農や防災上の観点から必要となる改修・廃止事業を行う個人、団体 (①受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の場合は受益戸数要件なし) (②受益戸数要件なし。ただし「特定ため池」が対象) (③受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の上下流の用排水路(開水路)が対象)	
③ 事業費	1 工事あたり 20 万円以上 (予算の範囲内)	
④ 補助率	①一般水路・ため池改修事業 対象事業費の 40% ②ため池廃止事業 対象事業費の 2/3 ③開水路改修事業 対象事業費の 90%	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) ・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明 ・ 事業費の妥当性がわかる資料 (見積書など)		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号の 4～7		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として ・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料 ・ 請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料。		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7 号～13 号		
⑦ 関連法令等 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律		

- ・ため池の保全等に関する条例（兵庫県条例）

⑧ 特記事項

- ・国や県等の補助事業の採択要件を満たす工事は、補助対象外とする。
- ・工事に伴う調査設計については、補助対象外とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ当該ため池が「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」第3の1に基づく点検で「要監視」または「要早期改修」判定であれば、同要領第2の2の（1）の規定に基づく保全計画書が提出されていることを補助の条件とする。
- ・ため池廃止工事を実施した場合、工事後に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく廃止届を提出することを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条に該当する制限行為を実施する際は、同8条に基づく制限行為の許可申請を行うことを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第9条に該当する防災工事を実施する際は、同9条に基づく防災工事計画を提出することを補助の条件とする。